

第23回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年4月26日（火） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名	
×	1 番	藤原 健祐		○ 6 番 佐藤 良一	○ 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平	○ 田村 泰富
×	2 番	田村 和弘		○ 7 番 横畠 悦子	○ 田村 克郎	○ 眞辺 忠志	○ 大谷 恵呉
○	3 番	森田 有紀		○ 8 番 横畠 増吉	○ 田村 宮幸	○ 澤村 重隆	○ 北添 秀紀
○	4 番	氏原 延		○ 9 番 北添 正男	×	森 正彦	○ 山口 修二
○	5 番	田村 公史			×	野村 隆博	○ 伊藤 洋章

事務局 事務局長： 吉野 広昭 主任： 前田 紗歩

日程	日程第	1 開	会
	同 第	2 議事録署名委員選任	
	同 第	3 報	告
	同 第	4 議	事

- 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件
第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件
第 3 号議案 非農地証明願に関する件
第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第 5 号議案 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・
令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件
第 6 号議案 令和 4 年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件

同 第 5 そ の 他
同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第２３回農業委員会定例総会を開会します。

本日は１番 藤原 健祐 委員と ２番 田村 和弘 委員、農地利用最適化推進委員の 森 正彦 委員、 野村 隆博 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第２、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、 ８番 横畠 増吉 委員と ３番 森田 有紀 委員を指名します。

日程第３、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（吉野事務局長）

それでは、日程第３ 報告事項につきまして報告します。

報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、６日には「農業委員会による最適化活動の推進について」通知等に関する説明会が佐川町役場においてオンラインで開催され、会長と事務局より私、吉野が出席しました。

先月の総会で資料としてお配りしたように、農林水産省から令和４年２月２日付で発出された「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知や農業経営基盤強化法や農地法の改正に関する説明がありました。

１９日には、令和４年度農業振興地域制度及び農地転用に係る事務説明会が佐川町役場において開催され、事務局より私、吉野と前田が出席しました。

農業振興地域制度に関する全体見直しや個別見直しに関する事務の見直しや、農地転用に関する事務手

続きの改正点などについて説明がありました。

21日の午前には、第1回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席し、出席者の自己紹介や関係機関の予定、集落営農組織の活動状況について話し合いました。

連絡会の後には、新規就農研修者との面談が同じく高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しました。

現在、研修中のイチゴ農家就農希望者や関係機関が今後の就農に関するスケジュールや、先月の研修に関する振り返りなどについて話し合いました。

そして、本日26日は、この定例総会となっています。

また、明日27日には、農地利用最適化交付金に関する説明会が、佐川町役場においてオンラインで開催されます。事務局より、私、吉野が出席する予定です。

交付金に関する実施要綱が今年度から大きく変わることと、最適化通知の取り組みとも連動していることから、オンラインで農林水産省の職員から説明が行われることになっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書2件について報告します。

50番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■。地目が畑で、面積が243㎡。届出日が令和4年3月11日で、届出事由は相続です。

51番が、相続人が■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は畑で、面積が770㎡。届出日が令和4年3月24日で、届出事由は相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件6件について説明します。

1番が、譲渡人が■の■■■さん。譲受人が■の■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■番■。地目は田で、面積が871㎡。申請の内容は、贈与による所有権の移転です。

2番が、譲渡人が■の■■■さん。譲受人が■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■。地目は畑で、面積が125㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は1万円です。

3番が、譲渡人が[]の[]さん。譲受人が[]の[]さん。土地の所在が、永野字[]番[]。地目は田で、面積が751㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は30万円です。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

4番が、譲渡人が[]の[]さん。譲受人が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番[]。地目は畑で、面積が313㎡。申請の内容は、交換による所有権の移転です。行政書士の百田将和さんが代理人となっています。

5番が、譲渡人が[]の[]さん。譲受人が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番[]。地目は畑で、面積が397㎡。申請の内容は、交換による所有権の移転です。行政書士の百田将和さんが代理人となっています。

6番が、地上権設定者が[]の[]さん。地上権者が[]の[]さん。土地の所在が、加茂字[]番[]。地目は田で、面積が1,635㎡。申請の内容は、営農型太陽光発電設備に関する区分地上権の設定です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

1 番について報告します。申請地は■■■■南の■■■■と■■■■の合流した■■■■の南、農道すぐの土地改良区の田です。譲渡人■■■■さんは高齢により農業経営縮小のため、無償贈与の案件です。

譲渡人■■■■さんは■■■■在住で兼業農家です。■■■■農業委員会より耕作証明書が添付されています。そして、譲受した田では水稻を作っていくとのことで、農機具類等も揃えているので問題ありません。また、地域との調和要件も問題ありません。

田村宮幸推進委員

2 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■と■■■■の三叉路から南に約 80 m の所にあります。現在は野菜を栽培しており、許可後も野菜を栽培するとのことです。

譲受人は水稻と野菜を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に年間 150 日以上従事しており、作業に必要な農機具類も所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

5 番田村委員

3 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南約 150 m の所にある■■■■と■■■■の間の田です。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。農機具類も所有しており、また、世帯の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村宮幸推進委員

4 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北東に約 100 m の所にあ

議長（北添会長）

ります。現在はブルーベリーを栽培しており、許可後は野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家です。下限面積は超えていませんが、農地の交換であり、問題ありません。農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に年間１５０日以上従事しており、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。また、地域との調和要件も問題ありません。

つづけて、５番について報告します。申請地の場所は４番の農地の隣にあります。現在は野菜を栽培している状態で、許可後はブルーベリーを栽培する予定とのことです。

譲受人は野菜を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に年間１５０日以上従事しております。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

６番について報告します。申請地は■■■■■■■■■■から約１００ｍ手前、■■■■南の田です。今回の案件は地上権の設定です。何を作るかについては、その田で榊を植栽していくと説明を受けました。後で説明しますが、この案件は５条案件との関連があります。その時に詳しく説明させていただきます。地上権を設定することに関しては問題ありません。

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

地上権設定者が[]の[]さん。地上権者が[]
[]の[]さん。土地の所在が、加茂字[]
[]番[]。地目は田で、面積が1, 635 m²。一時転用目的は営農型太陽光発電設備の支柱の設置で
[]地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、私が確認委員なので、確認報告をします。

申請地は[]から約100m手前、[]南の田です。案件は営農型太陽光発電を設置、そ

の下で榊を栽培する説明がありました。東は町道、進入路として使用、西は水稻を作っている田、南も水稻を作っている田、北は休耕田です。この関係者3人より同意書を取っています。また、何か問題、農地水利、農道その田に対応する農地転用誓約書が添付されています。また、他県にての参考資料も提出されていますが、説明では榊の出荷が5年目よりJAに出荷となっているので、定期的にパトロールが必要で問題を提起して、指導を県、佐川町農業委員会が行っていくことを条件で許可する案件とする。

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

事務局（前田主任）

参考までに、現在香美市と土佐市、あと新居浜市よりそれぞれ[REDACTED]から相談が来ていると電話連絡がありました。全て営農型太陽光発電設備の設置が目的で、香美市では2カ所を計画中で、ミョウガやブルーベリーを栽培する予定であるとのこと。土佐市ではこちらと同じ榊の予定だそうです。新居浜市は何を作るかは聞いていませんが、相談があった時に佐川町の土地に既に榊が植わった写真を資料として見せられたと電話で聞きました。

5 番田村委員

ソーラーパネルの下で、本当に榊が成長するのか。

2 番田村委員

あまり成長しないと思うが。

議長（北添会長）

申請地の南側には山が迫っており、平地に比べると冬などは特にあまり日照時間が取れないのではない

かと思っている。

6 番佐藤委員

だからといって、申請者がこういう内容で転用をしますと申請が出てきている以上、その内容を嘘だと勝手に決めつけて判断することは出来ないだろう。

議長（北添会長）

その他、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。

申請人が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番。地目が畑で、面積が206㎡。利用状況は、父が生前の時から原野になっているとのこと。

澤村重則さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

1番について報告します。申請地は50年以上前に耕作を放棄し、現在は畑の地目となっている。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条（3）に該当している為、非農地証明をしても問題ありません

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（4月分）6件について説明します。

1番は、1番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,335㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は40,000円。作付け予定は露地ニラで、設定期間が令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。

2番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、庄田字■■■■番 他1筆。現況地目は樹園地で、面積が合計で1,860㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定は果樹。設定期間が令和4年5月1日から令和11年4月30日までの7年間です。

3番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他1筆。現況地目は畑と農用施設用地が1筆ずつで、面

積が合計で1, 696 m²。

賃貸借権の再設定で、借り賃は10万円、反当たりになると58, 962円。作付け予定は施設ニラと作業小屋で、設定期間が令和4年5月1日から令和24年4月30日までの20年間です。

4番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん。借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が893 m²。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

5番は、貸し手が■■■の■■■■さん。借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1, 571 m²。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

6番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん。借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1, 473 m²。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（吉野事務局長）

1 番について、確認委員である野村推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落にあり、■■■■から東へ150mの、■■■■沿いにあります。現在はニラを栽培中で、申請地ではニラの露地栽培をする予定とのことです。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

説明は以上です。

8 番横畠委員

2 番について報告します。申請地は■■■■集落内、■■■■と■■■■の三叉路より南西へ200mの栗林です。

借受人は貸付人のおじに当たり、数年前より栗の栽培をしています。世帯の経営状況に問題はなく、必要な農機具を所有し、150日以上農作業を行い、地域との調和要件も問題ありません。期間満了に伴う再設定で、問題ありません。

事務局（吉野事務局長）

3 番について、確認委員である森推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落の北側、■■■■に接し、■■■■に架かる■■■■の近くにあります。現状はハウスと作業場が建っていて、ハウスでニラを栽培中です。

借受人はニラの専業農家で、経営や農業従事も問題なく、農機具類も揃っています。また、地域との調和要件も問題ありません。

説明は以上です。

眞辺推進委員

4 番について報告します。申請地は■■■■から、■■■■を■■■■方向に約 150 m 進んだ地点を右折し、約 60 m の右側にある水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

つづいて、5 番について報告します。申請地は■■■■から、■■■■を■■■■方向に約 150 m 進んだ地点を右折し、約 100 m の右側にある水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人については、4 番と同じなので省略します。

つづいて、6番について報告します。申請地は[]から、[]を[]方向に約150m進んだ地点を右折し、約45mの右側にある水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人については、4番と同じなので省略します。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第5号議案令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案につきまして、お手元にお配りの資料をご覧ください。昨年提出物を参考に作成しましたので、皆さんに確認いただいて、問題なければ県へ提出し、町のホームページで公表したいと思います。

議長（北添会長）

事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について提案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案は提案のとおり決定することに決しました。つづきまして、第6号議案令和4年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第6号議案につきまして、お手元にお配りの資料をご覧ください。昨年提出物を参考に作

成しましたので、皆さんに確認いただいて、問題なければ農業会議へ提出したいと思います。

議長（北添会長）

事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第6号議案について提案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第6号議案は提案のとおり決定することに決しました。
その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第23回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は5月26日、木曜日、午後1時30分から役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
